

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

第一 民事執行法の一部改正

一 債務者の財産状況の調査に関する規定の整備

1 現行の財産開示手続の見直し

(一) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要なとされる債務名義の種類を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要なとされる債務名義であれば、いずれの種類も債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。 (第百九十七条第一項関係)

(二) 手続違背に対する罰則の見直し

執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓を拒んだ開示義務者や、民事執行法第百九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつて、正当な理由なく民事執行法第百九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたものについての罰則を強化するものとする。 (第二百十三条第一項第五号及び第六号関係)

2 第三者からの情報取得手続の新設

(一) 管轄

債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者からの情報取得手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは2の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。こと。（第二百四四条関係）

(二) 債務者の不動産に係る情報の取得

(1) 執行裁判所は、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、それぞれ当該イ又はロに定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならぬものとする。ただし、イに掲げる場合において、イに規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。こと。（第二百五条第一項関係）

イ 民事執行法第九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合
執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者

ロ 民事執行法第九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合
債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(2) (1)の申立ては、財産開示期日における手続が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において民事執行法第二百条第一項の許可がされたときを除く。）において、当該財産開

示期日から三年以内に限り、することができるとすること。（第二百五条第二項関係）

(3) (1)の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（1)口に掲げる場合にあつては、当該決定及び(1)口に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。（第二百五条第三項関係）

(4) (1)の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるとすること。（第二百五条第四項関係）

(5) (1)の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。（第二百五条第五項関係）

(三) 債務者の給与債権に係る情報の取得

(1) 執行裁判所は、民事執行法第九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、同法第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次のイ又はロに掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該イ又はロに定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならぬものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。（第二百六条第一項関係）

イ 市町村（特別区を含む。以下イにおいて同 債務者が支払を受ける地方税法第三百七条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に

対する強制執行又は担保権の実行の申立てをす
るのに必要となる事項として最高裁判所規則で
定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税
（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知
り得たものに限る。）

ロ 日本年金機構、国家公務員共済組合、国家
公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合
、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私
立学校振興・共済事業団

債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに
限る。以下ロにおいて同じ。）が支払を受ける
厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する
報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権
に対する強制執行又は担保権の実行の申立てを
するの必要となる事項として最高裁判所規則
で定めるもの（情報の提供を命じられた者が債
務者の厚生年金保険に係る事務に関して知り得
たものに限る。）

(2) (2)から(5)までの規定は、(1)の申立て及び当該申立てについての裁判について準用するものとする。こと。（第二百六条第二項関係）

(四) 債務者の預貯金債権等に係る情報の取得

(1) 執行裁判所は、民事執行法第九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のあ

る債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次のイ又はロに掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該イ又はロに定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならぬものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。 (第二百七条第一項関係)

イ 銀行等（銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。以下イにおいて同じ。）

ロ 振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下ロにおいて同じ。）

債務者の有する振替社債等（同法第二百七十九条に規定する振替社債等であつて、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）に

関する強制執行又は担保権の実行の申立てをす
るのに必要となる事項として最高裁判所規則で
定めるもの

(2) 執行裁判所は、民事執行法第九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、(1)イ又はロに掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該(1)イ又はロに定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。 (第二百七条第二項関係)

(3) (1)又は(2)の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができないものとする。

(第二百七条第三項関係)

(五) 情報の提供の方法等

(1) (二)(1)、(三)(1)又は(四)(1)若しくは(2)の申立てを認容する決定により命じられた情報の提供は、執行裁判所に対し、書面で行わなければならないものとする。 (第二百八条第一項関係)

(2) (1)の情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に(1)の書面の写しを送付し、かつ、債務者に対し、(1)に規定する決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならないものとする。 (第二百八条第二項関係)

(六) 第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限

(1) (二)又は(四)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中(五)(1)の情報提供に関する部分についての民事執行法第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。 (第二百九条第一項関係)

イ 申立人

ロ 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

ハ 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

ニ 債務者

ホ 当該情報の提供をした者

(2) (三)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中(五)(1)の情報提供に関する部分についての民事執行法第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。 (第二百九条第二項関係)

イ 申立人

ロ 債務者に対する民事執行法第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

ハ 債務者

ニ 当該情報の提供をした者

(七) 第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限

(1) 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。 (第二百十条第一項関係)

(2) (六)(1)ロ若しくはハ又は(六)(2)ロに掲げる者であつて、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の(五)(1)の情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。 (第二百十条第二項関係)

(3) (1)又は(2)の規定に違反して、当該(1)又は(2)の情報を目的外に利用し、又は提供した者についての所要の罰則を整備するものとする。 (第二百十四条第二項関係)

(八) 強制執行及び担保権の実行の規定の準用

民事執行法第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、同法第四十二条(第二項を除く。)の規定は第三者からの情報取得手続について、同法第八十二条及び第八十三条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準用するものとする。 (第二百十一条関係)

二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設

1 暴力団員等に該当しないこと等の陳述

(一) 不動産の買受けの申出は、次の(1)又は(2)のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつ

てはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができないものとする。こと。（第六十五条の二関係）

(1) 買受けの申出をしようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下(1)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下二において「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であること。

(二) (一)の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者についての所要の罰則を整備するものとする。こと。（第二百十三条第一項第三号関係）

2 調査の囑託

(一) 執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下(一)において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。こと。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。こと。（第六十八条の四第一項関係）

(二) 執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下(二)

において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならないものとする。ただし、買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。 (第六十八条の四第二項関係)

3 売却不許可事由

- 最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次の(一)又は(二)のいずれかに該当することを売却不許可事由にするものとする。 (第七十一条第五号関係)
- (一) 暴力団員等 (買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。)
 - (二) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの (買受けの申出がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。)

三 子の引渡しの強制執行に関する規定の整備

1 子の引渡しの強制執行

- (一) 子の引渡しの強制執行は、次の(1)又は(2)に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 (第七十四条第一項関係)
 - (1) 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法
 - (2) 民事執行法第七十二条第一項に規定する方法
- (二) (1)に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。 (第七十四条第二項関係)

(1) 民事執行法第七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。

(2) (一) (2)に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

(3) 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

(三) 執行裁判所は、(一) (1)の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならぬものとする。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。 (第七十四条第三項)

関係)

(四) 執行裁判所は、(一) (1)の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならぬものとする。 (第七十四条第四項関係)

(五) 民事執行法第七十一条第二項の規定は(一) (1)の執行裁判所について、同条第四項の規定は(一) (1)の規定による決定をする場合について、それぞれ準用するものとする。 (第七十四条第五項関係)

(六) (二)の強制執行の申立て又は(五)において準用する民事執行法第七十一条第四項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるとすること。 (第七十四条第六項関係)

2 執行官の権限等

- (一) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次の(1)から(3)までに掲げる行為をすることができるものとする。 (第百七十五条第一項関係)
 - (1) その場所に立ち入り、子を検索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
 - (2) 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。
 - (3) その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。
- (二) 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、(一)に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は(三)の規定による許可を受けて、(1)から(3)までに掲げる行為をすることができるものとする。 (第百七十五条第二項関係)
- (三) 執行裁判所は、子の住居が(一)に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。 (第百七十五条第三項関係)
- (四) 執行官は、(三)の規定による許可を受けて(1)から(3)までに掲げる行為をするときは、職務の執行

に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。 (第百七十五条第四項関係)

(五) (一)又は(二)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が当該(一)又は(二)に規定する場所に出頭した場合に限り、することができるとすること。 (第百七十五条第五項関係)

(六) 執行裁判所は、債権者が(一)又は(二)に規定する場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、(五)の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、(一)又は(二)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるとすること。 (第百七十五条第六項関係)

(七) 執行裁判所は、いつでも(六)の決定を取り消すことができるものとする。 (第百七十五条第七項関係)

(八) 執行官は、民事執行法第六条第一項の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。 (第百七十五条第八項関係)

(九) 執行官は、(一)又は(二)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、

債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。 (第一百七十五条第九項関係)

3 執行裁判所及び執行官の責務

執行裁判所及び執行官は、1 (一)(1)に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手續において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。 (第七十六条関係)

四 債権執行事件の終了に関する規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

(一) 差押債権者は、民事執行法第百五十五条第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日 (同条第四項又は(一)の規定による届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日。 (二)において同じ。) から同条第三項の支払を受けることなく二年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならぬものとする。 (第百五十五条第五項関係)

(二) 民事執行法第百五十五条第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日から二年を経過した後四週間以内に差押債権者が同条第四項又は(一)の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。 (第百五十五条第六項関係)

(三) 差押債権者が(二)の規定により差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから一週間の不変期間内に民事執行法第五十五条第四項の規定による届出(差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。)又は(一)の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失うものとする。 (第一百五十五条第七項関係)

(四) 差押債権者が(一)に規定する期間を経過する前に執行裁判所に民事執行法第五十五条第三項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、(一)及び(二)の規定の適用については、(一)の規定による届出があつたものとみなすものとする。 (第一百五十五条第八項関係)

2 債務者への差押命令等の送達未了の場合等における規律

(一) 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出(民事執行法第二十条において準用する民事訴訟法第一百条第一項各号に掲げる場合)に於ては、公示送達の申立て。(二)において同じ。)をすべきことを命ずることが出来るものとする。(第四百四十五条第七項関係)

(二) 執行裁判所は、(一)の申出を命じた場合において、差押債権者が(一)の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができるものとする。(第四百四十五条第八項関係)

五 差押禁止債権に関する規律の見直し

1 取立権の発生時期等の見直し

(一) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に

規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第五十五条第一項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とするものとする。 （第五十五条第二項関係）

(二) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第五十九条第五項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは」とするものとする。 （第五十九条第六項関係）

(三) 差し押さえられた債権が民事執行法第五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第六十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは」とするものとする。 （第六十一条第五項関係）

(四) 差し押さえられた債権が民事執行法第五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に同法第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない

ものとする。 (第百六十六条第三項関係)

2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、民事執行法第百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとする。 (第百四十五条第四項関係)

六 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

第二 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正

一 子の返還の代替執行と間接強制との関係

子の返還の代替執行の申立ては、次の1から3までのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。 (第百三十六条関係)

1 民事執行法第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき (当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

2 民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。

3 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

二 子の返還を実施させる決定

執行裁判所は、民事執行法第七十一条第三項の規定にかかわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三百三十四条第一項の決定をすることができるものとする。 (第三百三十八条第二項関係)

三 執行官の権限等

第一の三二 (八を除く。) の規定は子の返還の代替執行における執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、第一の三三の規定は子の返還の代替執行の手続について、それぞれ準用するものとする。 (第四百十条第一項関係)

四 返還実施者の権限等

三において準用する第一の三三の規定は、返還実施者について準用するものとする。 (第四百十条第三項関係)

五 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

第三 附則

一 施行期日等

1 この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第八条まで関係)

二 関係法律の整備等

この法律の施行に伴い、民法等の関係法律の規定の整備等をするものとする。 (附則第九条から第二十条まで関係)